



福岡医発第 2445 号 (地)

令和 5 年 12 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

インボイス制度に関する周知等について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記制度につきましては、令和 5 年 12 月 22 日開催の各医師会税務担当理事者会にてご説明したところです。

今般、インボイス制度の円滑な定着に向けて、添付資料の通り、国税庁に多く寄せられた質問の公表や相談窓口一覧の更新等が行われた旨、厚生労働省、財務省並びに国税庁より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

日医発第 1639 号（医経）

令和 5 年 12 月 18 日

都道府県医師会

担当理事殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 宮川 政昭

（公印省略）

インボイス制度に関する周知等について

今般、厚生労働省、財務省、国税庁より「インボイス制度に関する周知等について（協力依頼）」が発出され、本会にも協力依頼がございましたので、ご案内申し上げます。

令和 5 年 10 月 1 日から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されました。

この度、インボイス制度の円滑な定着に向けて、添付資料の通り、国税庁に多く寄せられた質問の公表や相談窓口一覧の更新等が行われたことを受けて、ご案内するものです。つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに貴会管下の関係医療機関等への周知につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・インボイス制度に関する周知等について（協力依頼）

（令和 5 年 12 月 14 日 厚生労働省・財務省・国税庁）

資料 1 リーフレット（令和 5 年 10 月インボイス制度開始）

資料 2 ①お問合せの多いご質問（TOP 10 リンク集）

②多く寄せられるご質問

資料 3 インボイス制度開始後において特にご留意いただきたい事項
（令和 5 年 11 月）

資料 4 インボイス制度に関する相談窓口一覧

資料 5 リーフレット（対面でのご相談にも対応しています）

資料 6 登録申請書の書き方 フローチャート

【参考】リンク集

1. インボイス制度の全般に関する基本的事項

- ・ 国税庁オンライン説明会（動画）

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm

- ・ 「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」 国税庁

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

- ・ 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き」 国税庁

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm

2. インボイス制度への医療機関の対応について

- ・ 消費税インボイス制度に関する補助資料「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入と医療機関の対応」の改訂について（日本医師会、令和 5 年 11 月 20 日付日医発第 1460 号）

https://www.med.or.jp/dl-med/doctor/report/zeisei/2023ik_1460.pdf

- ・ インボイス（適格請求書等）書式例

税込単価の場合 https://www.med.or.jp/dl-med/doctor/report/zeisei/invoice_zeikomi.xlsx

税抜単価の場合 https://www.med.or.jp/dl-med/doctor/report/zeisei/invoice_zeinuki.xlsx

- ・ 日本医師会定例会見（令和 5 年 9 月 6 日）「消費税インボイス制度への対応について」 <https://www.med.or.jp/nichiionline/article/011313.html>

- ・ 医師会における自治体等の健診等委託事業に係る消費税インボイス制度の適用関係について（日本医師会、令和 5 年 8 月 31 日付日医発第 1001 号）

<https://www.med.or.jp/doctor/zei/zeikanren/001192.html#ANC02>

- ・ 日医ニュース（令和 3 年 12 月 5 日）「医療問題 Q&A 消費税のインボイス制度」 <https://www.med.or.jp/nichiionline/article/010363.html>

3. 免税事業者に対するインボイス登録の要請や価格等取引条件の見直しに関する独占禁止法上の留意点等

- ・ 公正取引委員会ホームページ「インボイス制度関連コーナー」

- ・ 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A 他

<https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html>

令和5年12月14日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省
財務省
国税庁

インボイス制度に関する周知等について（協力依頼）

平素から厚生労働行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年10月1日から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始され、事業者の方々におかれては実務上において様々なご対応をいただいていることと存じます。

インボイス制度の円滑な定着に向けて、下記資料の通り、事業者から多く寄せられるご質問の公表や相談窓口一覧の更新等を行っております。

インボイス制度に関連した各種相談体制・支援策等については、制度開始後も引き続き継続する予定となっております。これまで数次にわたり周知の御協力をお願いしてまいりましたが、インボイス制度の円滑な定着に向け、貴団体及び傘下組織の各会員事業者やその取引先における対応を的確に進めていただく観点から、引き続き周知・広報にご協力いただきますようお願いいたします。

記

資料1 リーフレット（令和5年10月インボイス制度開始）

資料2 ①お問合せの多いご質問（TOP10 リンク集）

②多く寄せられるご質問

資料3 インボイス制度開始後において特にご留意いただきたい事項（令和5年11月）

資料4 インボイス制度に関する相談窓口一覧

資料5 リーフレット（対面でのご相談にも対応しています）

資料6 登録申請書の書き方 フローチャート

なお、別紙については、資料等の掲載先 URL となっておりますので併せてご活用ください。

以上

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

○ 資料 1

【国税庁 令和 5 年 10 月インボイス制度開始】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023010-121.pdf>

○ 資料 2

【国税庁 お問い合わせの多いご質問】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0521-1334-faq.pdf>

○ 資料 3

【国税庁 インボイス制度開始後において特にご留意いただきたい事項(令和 5 年 11 月)】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023011-111.pdf>

○ 資料 4

【国税庁 インボイス制度に関する相談窓口一覧】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023002-076.pdf>

○ 資料 5

【国税庁 対面でのご相談にも対応しています】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023009-086.pdf>

○ 資料 6

【国税庁 登録申請書の書き方 フローチャート】

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/pdf/0022012-012.pdf>

【国税庁 消費税の期限内納付・納税資金積立案内、納税に関する総合案内】

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/shohizei_kigen.pdf

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm#a07>



令和5年10月1日 インボイス制度開始

～消費税が記載された事業者間でやり取りされる請求書の制度～

インボイス発行事業者は**消費税の申告**が必要となります

※基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です

2 割 特 例

新たに課税事業者になられた方には、
売上金額を集計すれば、**手軽に納税額が計算できる特例**があります。

2割特例の手引き



自 宅 で e - T a x

e-Taxを使うと自宅やオフィスから申告ができます。なお、**個人事業者の方は、確定申告書作成コーナー**で、手軽に申告書が作成できます。

＜法人向け＞
e-Tax
ホームページ



＜個人向け＞
確定申告書等
作成コーナー



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

インボイス
コールセンター **0120 - 205 - 553** (無料)
9:00～17:00 (土日祝除く)

国税庁HPの「**インボイス制度に関する相談窓口一覧表**」に、
補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめて
いますので、まずはお気軽にお問い合わせください。

相談窓口一覧表



国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和5年10月)

登録を受けるかお悩みの方へ

- インボイスを交付するためには、インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります。

登録は任意のため、売上先からインボイスを求められるかどうかなどご自身の事業実態に合わせて登録をご検討ください。

なお、消費者や免税事業者等である売上先は、

インボイスの保存を必要としません。



- 登録申請を行う場合は、早期に登録通知を受けることができるe-Taxをご利用ください。

- 課税事業者の方は原則として登録を受けた日から、免税事業者の方は登録申請の際に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することで、その登録希望日から登録を受けることができます。

- 登録のご検討に当たっては、国税庁HPの情報ガイド、各種説明会・登録要否相談会、オンライン説明会をご活用ください。

インボイス制度
の説明会



お問い合わせが多いご質問など



- お問い合わせが多いご質問などを国税庁HPで掲載しています。

登録申請手続きを行ったが、登録番号の通知がない場合の売手の対応やその場合における買手の対応等を公表しております。

お問い合わせが多
いご質問など



補助金など支援策について知りたい方へ



インボイス対応に必要なITツール導入を支援する補助金制度や小規模事業者持続化補助金などの支援策があります。

詳しくは中小企業庁のHPをご確認ください。

中小企業庁
リーフレット



インボイス制度を詳しく知りたい方へ

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続、消費税の申告手続に関する情報等を掲載しています。

インボイス制度を機に新たに消費税の申告が必要となる事業者の方もこちらをご確認ください。

インボイス制度
特設サイト



お問合せの多いご質問(TOP10 リンク集)

既存の国税庁Q&Aへのリンク集です。以下のURLからご覧いただけます。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0521-1334-faq.pdf>

お問合せの多いご質問			
お問合せの多いQ&A TOP10 (令和5年11月版)			
No	問 題 目	内 容	資料
1	2 登録の手続	適格請求書発行事業者の登録は、どのような手続で行うのですか。	👉
2	54 適格請求書に記載が必要な事項	当社は、事業者に対して飲食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。軽減税率制度の実施後、買手の仕入税額控除のための請求書等の記載事項を満たすものとして、次の請求書を取引先に交付しています。 今後、適格請求書発行事業者の登録を受け、適格請求書の記載事項を満たす請求書を取引先に交付したいと考えていますが、どのような記載事項の追加が必要ですか。	👉
3	113 免税事業者等からの仕入に係る経過措置	適格請求書等保存方式の開始後一定期間は、免税事業者等からの仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置があるそうですが、この場合の仕入税額控除の要件について教えてください。	👉
4	1 適格請求書等保存方式の概要	「適格請求書等保存方式」の概要を教えてください。	👉
5	94 立替金	当社は、取引先のB社に経費を立て替えてもらう場合があります。 この場合、経費の支払先であるC社から交付される適格請求書には立替払をしたB社の名称が記載されますが、B社からこの適格請求書を受領し、保存しておけば、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなりますか。	👉
6	29 売手が負担する振込手数料相当額	売手からの代金請求について、取引当事者の合意の下で買手が振込手数料相当額を請求金額から差し引いて支払うことで売手が負担する商慣行があります。この売手が負担する振込手数料相当額について、売手が代金請求の際に既に適格請求書を交付している場合に、必要となる対応を教えてください。	👉
7	114 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)	適格請求書等保存方式の開始後一定期間は、適格請求書発行事業者の登録により課税事業者となった免税事業者については、消費税の申告について簡易に計算できる経過措置(2割特例)があるそうですが、その内容について教えてください。	👉
8	36 登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱い	適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者に対しては、その旨が書面等で通知されるそうですが、登録日から通知を受けるまでの間の取引については、既に請求書(区分記載請求書等の記載事項である「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額」を記載しており、「税率ごとに区分した消費税額等」の記載はありません。)を交付しています。改めて、適格請求書の記載事項を満たした書類を交付しなければいけないか。	👉
9	25 適格請求書の様式	適格請求書の様式は、法令又は通達等で定められていますか。	👉
10	84 仕入税額控除の要件	適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件を教えてください。	👉

多く寄せられるご質問（令和5年11月13日更新）

以下のQ & Aは、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & A(令和5年10月改訂)」の公表後、多く寄せられるご質問について、追加問や既存問の改訂等として整理し、集約したものです。



目次

問①(登録申請の処理状況及び自らの登録番号の確認方法)	1
問②(適格請求書発行事業者公表サイトの検索結果とレシート表記が異なる場合).....	2
問③(手書きの領収書による適格簡易請求書の交付)	4
問④(免税事業者の交付する請求書等)	6
問⑤(免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置の適用を受ける場合の請求書等)	7
問⑥(買手による適格請求書の修正)	8
問⑦(適格請求書発行事業者からの課税仕入に係る経過措置の適用等)	10
問⑧(売手が負担する振込手数料相当額に係る適格返還請求書)	11
問⑨(複数の契約に係る適格請求書の交付の可否)	12
問⑩(従業員が立替払をした際に受領した適格簡易請求書での仕入税額控除).....	14
問⑪(実費精算の出張旅費等).....	15
問⑫(返信用封筒に貼付した郵便切手に係る仕入税額控除の適用)	16
問⑬(2割特例を適用するよりも簡易課税制度を適用した方が有利な場合)	17

(登録申請の処理状況及び自らの登録番号の確認方法)

問① 私は先日、適格請求書発行事業者の登録申請書を提出しましたが、まだ登録通知を受けていません。登録申請の処理状況を確認したい場合は、どうしたらよいでしょうか。

また、自分の登録番号が記載されている通知書を紛失してしまった場合、どうすればよいでしょうか。

【答】

1 登録申請の処理状況の確認方法

登録申請書については、一時期に大量の登録申請書が提出された場合や、登録申請書に記載誤り等がある場合、内容の確認が必要になるなど、インボイス登録センターでの処理に一定の期間を要することとなります。

現時点における登録申請書を提出してから登録通知までに要する期間は、「インボイス制度特設サイト」の「[適格請求書発行事業者の登録件数及び登録通知時期の目安について](#)」に掲載しています。まずはこの登録通知時期の目安をご確認いただき、当該目安を超えていた場合は、[各国税局（所）インボイス登録センター](#)へお問合せください。

2 ご自身の登録番号がわからなくなった場合の確認方法

既に登録を受けている事業者の方が自身の登録番号を確認したい場合には、[各国税局（所）インボイス登録センターの案内ページ](#)に記載の問合せ先にお問合せください。

(注) 1 法人番号を有する法人の登録番号は「T+13 桁の法人番号」となります。

法人番号については、「[国税庁法人番号公表サイト](#)」で検索できます。

2 登録通知をe-Tax（電子データ）で受領することを希望された場合、e-Tax（電子データ）で確認ができます。具体的な確認手順は、「インボイス制度特設サイト」の「申請手続」にある「[登録通知データ確認マニュアル](#)」をご参照ください。

(適格請求書発行事業者公表サイトの検索結果とレシート表記が異なる場合)

問② 屋号が記載されたレシート（適格簡易請求書）の交付を受けました。当該レシートに記載された登録番号に基づき、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」にて検索した結果、事業者の氏名又は名称のみが表示され、屋号は表示されませんでした。このような場合、当社は仕入税額控除の適用を受けてよいのでしょうか。

03-0000-0000 登録番号T9876543210987 XX年11月1日 領収書 <table><tr><td>牛肉 ※</td><td>2,160円</td></tr><tr><td>雑貨</td><td>3,300円</td></tr><tr><td colspan="2"> </td></tr><tr><td>小計</td><td>5,460円</td></tr><tr><td>8%対象</td><td>2,160円</td></tr><tr><td>10%対象</td><td>3,300円</td></tr></table> ※は軽減税率対象	牛肉 ※	2,160円	雑貨	3,300円			小計	5,460円	8%対象	2,160円	10%対象	3,300円	一致せず	国税商事株式会社の情報 最新情報 登録番号 T9876543210987 ※ 設立登記法人など法人番号が指定されている場合は、「法人番号公表サイト」において登録番号の「T」を除いた13桁の番号で検索することができます。 法人番号公表サイトへ 氏名又は名称 国税商事株式会社 登録年月日 令和5年10月1日 本店又は主たる事務所の所在地 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号 最終更新年月日 令和5年10月1日 履歴情報 公表以後の履歴について表示しています。 No.1 新規 適格請求書発行事業者登録日 令和5年10月1日
牛肉 ※	2,160円													
雑貨	3,300円													
小計	5,460円													
8%対象	2,160円													
10%対象	3,300円													

【答】

適格請求書等に記載する氏名・名称については、電話番号等により適格請求書を交付する事業者を特定することができれば、屋号や省略した名称などの記載で差し支えないこととされています（詳細は「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの間55](#)」をご参照ください。）。

したがって、その氏名・名称の代わりに屋号が記載された適格請求書等を受領した事業者においては、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で当該適格請求書等に記載された登録番号を基にして検索したとしても、その結果として表示された事業者が当該適格請求書等に記載された屋号の事業者と同一であるか明らかとならないことも考えられます。

この点、本サイトは、取引先から受領した請求書等に記載されている登録番号が取引時点において有効なものかを確認するために利用されるものであるため、その登録番号の有効性が確認できれば、一義的には有効な適格請求書等として取り扱うこととして差し支えありません（注）。

（注） 売手が適格請求書発行事業者以外の者であるにも関わらず、自らの登録番号と誤認されるような英数字が記載されているような場合には、当該請求書等は適格請求書等に該当しないこととなりますが、適格請求書発行事業者以外の者がそうした適格請求書又は適格簡易請求書であると誤認されるおそれのある表示をした書類を交付することや、適格請求書発行事業者が偽りの記載をした適格請求書又は適格簡易請求書を交付すること、それらの書類の記載事項に係る電磁的記録を提供することは禁止されており、罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）の適用対象となります。

また、そうした書類や電磁的記録を受領した事業者において、災害その他やむを得ない事情により、請求書等の保存をすることができなかったことを証明した場合には、帳簿や請求書等の保存がなくとも仕入税額控除の適用を受けることが可能です。

（参考）適格請求書を発行する事業者における対応例

国税庁適格請求書発行事業者公表サイトの検索結果として表示される事業者名とレシートに表記した屋号等が異なる場合、売手である適格請求書発行事業者において、顧客から問合せを受けることも考えられます。

こうした問合せに対する対応としては、例えば、個人事業者については、申出により「主たる屋号」を公表することが考えられます。

また、法人については「主たる屋号」の公表ができる仕組みとはなっていませんが、例えば、レシートに、屋号に加えて「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」に掲載されている運営会社等の名称を併記することや、店頭に「公表サイトには運営会社等の名称（〇〇(株)）が表示される」旨を掲示する等の方法によることもご検討ください。

【適格簡易請求書に運営会社名を表示した場合の例】

スーパー〇〇
運営会社: 国税商事(株)
登録番号T9876543210987
XX年11月1日

領収書

牛肉 ※	2,160円
雑貨	3,300円
小計	5,460円
8%対象	2,160円
10%対象	3,300円

※は軽減税率対象

一致

国税商事株式会社の情報

最新情報

登録番号
T9876543210987

※ 設立登記法人など法人番号が指定されている場合は、「法人番号公表サイト」において登録番号の「T」を除いた13桁の番号で検索することができます。
[法人番号公表サイトへ](#)

名称又は名称
国税商事株式会社

登録年月日
令和5年10月1日

本店又は主たる事務所の所在地
東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

最新更新年月日
令和〇年〇月〇日

履歴情報
No.1
新規
適格請求書発行事業者登録日 令和5年10月1日

(手書きの領収書による適格簡易請求書の交付)

問③ 当社は旅館を経営しており、企業に懇親会でご利用いただくこともあります。領収書の発行を求められたときには手書きで領収書を作成し、交付してきました。これを適格請求書等とするためには、宛名や税率ごとの対象金額・消費税額を明記して交付しなければならないのでしょうか。

また、温泉に入浴した顧客から受け取る対価には入湯税など課税対象外のものも含まれていますが、どのように記載したらよいのでしょうか。

【答】

適格請求書等保存方式においては、適格請求書発行事業者が、小売業など不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業を行う場合には、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することが可能です。

適格簡易請求書の具体的な記載事項は以下のとおりとされており、下記記載例のとおり、「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載が不要であり、「税率ごとに区分した消費税額等」又は「適用税率」のいずれか一方の記載で足りることとなります。

また、適格請求書や適格簡易請求書のいずれについても、手書きの領収書等により交付することが可能であり、課税資産の譲渡等に係る「税込価額」が記載されていれば、「税抜価額」を記載する必要はありません。

【適格簡易請求書の記載事項】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

【手書きの適格簡易請求書の記載例】

様 領 収 証 No. _____	
16,500 円	
但 飲食費として	
●年 ●月 ●日 上記正に領収いたしました	
<金額（税抜・税込）>	〇〇県 〇〇市 〇〇—〇〇
%	〇〇旅館
10 %	登録番号 T1234567890123
<消費税額等>	
%	
%	

宛名は省略可能
※ 「上様」の表記も可能

消費税額等又は適用税率
のどちらか一方の記載で
可能
※ 例の場合、適用税率のみ
の記載（消費税額や税抜価
額の記載は不要）

(参考) 適格簡易請求書の詳細は、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問 58](#)」を、手書きの領収書の詳細は、「[消費税の仕](#)

[入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & Aの問 26](#)」ご参照ください。

また、課税対象外の取引について適格請求書等の交付義務はありませんが、適格請求書等に併せて記載することも可能です。その場合には、受け取った対価のうち課税対象外のものを除いた税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額を内訳欄に記載してください。

例えば、旅館に宿泊した顧客から宿泊料 16,500 円その他 150 円を入湯税として受け取った場合には、領収金額は実際に受け取った 16,650 円を記載しつつ、但書きに「入湯税」を追加するとともに、左下の金額（税抜・税込）欄に課税資産の譲渡等（宿泊費）に係る税込価額 16,500 円を記載してください。

【課税対象外の取引がある場合の手書きの適格簡易請求書の記載例】

領 収 証		No. _____
_____ 様		
16,650 円		
但 宿泊費・入湯税(150円)として		
●年 ●月 ●日 上記正に領収いたしました		
<金額（税抜・税込）>		
%		
10 %	16,500円	
<消費税額等>		
%		
%		
〇〇県 〇〇市 〇〇—〇〇		
〇〇旅館		
登録番号 T1234567890123		

課税対象外の取引も記載が可能

適用税率及び税込価額を記載

(免税事業者の交付する請求書等)

問④ 私は、免税事業者である個人事業者です。適格請求書等保存方式においては適格請求書発行事業者しか適格請求書を交付できないとのことですが、免税事業者はこれまで出していたような請求書や領収書等を交付することはできないのでしょうか。

【答】

適格請求書等保存方式において、適格請求書を交付することができるのは適格請求書発行事業者に限られます。

他方、適格請求書発行事業者以外の者であっても、適格請求書に該当しない（適格請求書の記載事項を満たさない）請求書や領収書等の交付や、それらに記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を行うことは、これまでと同様に可能です（注1）。

ただし、適格請求書発行事業者以外の者が、適格請求書発行事業者が作成した適格請求書又は適格簡易請求書であると誤認されるおそれのある表示をした書類（注2）を交付することや、当該書類の記載事項に係る電磁的記録を提供することは禁止されており、罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）の適用対象となります。

なお、免税事業者が請求書等に消費税相当額を記載したとしても、それが適格請求書等と誤認されるおそれのあるものでなければ、基本的に罰則の適用対象となるものではありません。また、免税事業者であっても、仕入れの際に負担した消費税相当額を取引価格に上乗せして請求することは適正な転嫁として、何ら問題はありません。

（注）1 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、仕入税額相当額の一定割合（80%、50%）を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられていますが、当該経過措置の適用を受けるためには、区分記載請求書の記載事項を満たした書類等の保存が求められていますので、取引の相手方からそうした書類等の作成・交付を求められることも考えられます。なお、保存されている書類が消費税法上の適格請求書か区分記載請求書であるかは、所得税・法人税の必要経費性・損金性に影響を与えるものではありません。

2 適格請求書又は適格簡易請求書であると誤認されるおそれのある表示をした書類とは、例えば、登録番号（T+13桁の数字）と類似した英数字や、自身のものではない登録番号を、自らの「登録番号」として記載した書類などをいいます。

（参考）免税事業者等からの仕入れに係る経過措置についての詳細は、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問 113](#)」をご参照ください。

(免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合の請求書等)

問⑤ 当社の取引先に適格請求書発行事業者以外の方がいるのですが、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置を受けるためには、どのような請求書や電磁的記録を保存すればよいのでしょうか。また、受け取った請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」等の記載がなかった場合、当社で追記することはできるのでしょうか。

【答】

適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れであっても、適格請求書等保存方式開始から一定期間中は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

ご質問のように、この経過措置の適用を受けるためには、例えば、「80%控除対象」、「**⑤**」など、当該経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載をした帳簿及び、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等（区分記載請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を含みます。）の保存が必要となります。

この請求書等の記載事項について、具体的には次の事項となります。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

ご質問の③かっこ書きの「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び④の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額」については、受領者が自ら請求書等に追記して保存することが認められます。

なお、提供された請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面に追記して保存している場合も同様に認められます。

【区分記載請求書等の記載例】

請求書	
〇〇(株)御中	
	(株)△△
●年■月分	請求金額 43,600 円
■月1日	割りばし 550 円
■月3日	牛 肉 ※ 5,400 円
	:
	合 計 43,600 円
	(10%対象 22,000 円)
	(8%対象 21,600 円)
※は軽減税率対象	

追記が可能

(買手による適格請求書の修正)

問⑥ 取引先から受領した適格請求書の記載事項に誤りがありました。この場合、取引先から修正した適格請求書の交付を受けなければならないと思いますが、例えば、取引先に電話等で修正事項を伝え、取引先が保存している適格請求書の写しに同様の修正を行ってもらえば、自ら修正を行った適格請求書の保存で仕入税額控除を行ってもよいでしょうか。

【答】

売手である適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書（電磁的記録により提供を行ったものも含みます。）の記載事項に誤りがあったときは、買手である課税事業者に対して、修正した適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書を交付しなければならないこととされており、買手においては、追記や修正を行うことは認められていません。

ただし、買手が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等の書類で、売手である適格請求書発行事業者の確認を受けたものについても、仕入税額控除の適用のために保存が必要な請求書等に該当しますので、買手において適格請求書の記載事項の誤りを修正した仕入明細書等を作成し、売手である適格請求書発行事業者に確認を求めることも認められます。

この際、例えば、相互に関連する複数の書類により、仕入明細書等を作成することも可能であることから、受領した適格請求書と関連性を明確にした別の書類として修正した事項を明示したものを作成し、当該修正事項について売手の確認を受けたものを保存することも認められます。

したがって、ご質問のように、受領した適格請求書に買手が自ら修正を加えたものであったとしても、その修正した事項について売手に確認を受けることで、その書類は適格請求書であるのと同時に修正した事項を明示した仕入明細書等にも該当することから、当該書類を保存することで、仕入税額控除の適用を受けることとして差し支えありません。

なお、これらの対応を行った場合でも、売手において当初交付した適格請求書の写しを保存しなければなりません。また、売手において、売上税額の積上げ計算を行う場合には、これらの対応により確認を行った仕入明細書等を適格請求書等の写しと同様の期間・方法により保存する必要があります。

（参考）仕入明細書等による適格請求書等の誤りの修正についての詳細は、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問 32](#)」を、修正した適格請求書の交付方法の詳細については「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問 33](#)」を、適格請求書と仕入明細書等を一の書類で交付することの詳細については、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問 91](#)」を、仕入明細書を受領した場合における売上税額の積上げ計算の詳細については「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問 121](#)」をそれぞれご参照ください。

【適格請求書を修正し、適格請求書及び仕入明細書等とする例】

請求書	
(株)〇〇御中	
△△商事(株)	
T1234567890123	
10/1 オレンジジュース	108,000円
10/2 キッチンペーパー	113,000円
10/2 リンゴジュース	158,000円
10% 税抜 1,980,000円	税198,000円
8% 税抜 1,539,000円	税123,120円



請求書	
(株)〇〇御中	
△△商事(株)	
T1234567890123	
10/1 オレンジジュース	※ 108,000円
10/2 キッチンペーパー	113,000円
10/2 リンゴジュース	※ 158,000円
10% 税抜 1,980,000円	税198,000円
8% 税抜 1,539,000円	税123,120円
※は軽減税率対象	
訂正事項につき11月1日先方確認済み	

「軽減税率対象品目である旨」の記載がない

「軽減税率対象品目である旨」を買手自ら補完しつつ、補完した旨を売手である(株)〇〇へ確認を受けることで、適格請求書及び修正事項を明示した仕入明細書等となる。

(適格請求書発行事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用等)

問⑦ 当社は、仕入先が多数あり、登録番号の記載のない請求書の交付を受けることも多くあります。この場合、適格請求書発行事業者から交付を受けた登録番号の記載のない請求書等を含め、登録番号の記載のない請求書等については、一律に、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けてもよいでしょうか。

【答】

適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れであっても、適格請求書等保存方式開始から一定期間中は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

ただし、当該経過措置の適用は、取引の相手方が適格請求書発行事業者以外の者である場合に限りませんので、例えば適格請求書発行事業者から交付を受けた登録番号のない請求書等を含め、区分記載請求書等の記載事項を満たしたものの保存がある場合には、一律に、当該経過措置の適用を受けることとなります。

(売手が負担する振込手数料相当額に係る適格返還請求書)

問⑧ 当社は飲食料品を販売しており、取引は全て軽減税率（８％）対象となります。銀行振込みで代金請求するに当たり、取引当事者の合意の下で買手が振込手数料相当額を請求金額から差し引いて支払うこととしています（代金請求の際に既に適格請求書を交付しています）。売手である当社としては、売上げに係る対価の返還等として経理処理することとしていますが、この場合、当社は適格返還請求書を交付する必要があるのでしょうか。

【答】

売手が負担する振込手数料相当額に係る経理処理について、当該振込手数料相当額を売上げに係る対価の返還等として処理する場合、原則として、買手に対して適格返還請求書を交付する必要がありますが、一般的には、こうした振込手数料相当額は1万円未満となると考えられますので、その場合は適格返還請求書の交付義務が免除されることとなります。

そのため、取引の相手方から適格返還請求書の交付を求められたとしても、交付する義務はありません。

なお、売手が買手に対して売上げに係る対価の返還等を行った場合の適用税率は、売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等の適用税率に従うこととなります。そのため、軽減税率（８％）対象の課税資産の譲渡等を対象とした振込手数料相当額の売上値引きには、軽減税率（８％）が適用されます。

（参考）売手が負担する振込手数料相当額の取扱いについての詳細は、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問 29](#)」をご参照ください。

(複数の契約に係る適格請求書の交付の可否)

問⑨ 当社は、複数の事業所がある顧客との間では、その事業所ごとに契約を締結し、その代金を毎月まとめて顧客に請求しています。この代金請求に関しては、従来、毎月の請求額と消費税相当額の合計を記載した請求書に、その内訳として契約ごとの本体価格と消費税相当額（端数処理済）を記載したものを送付する方法で行ってきました。

適格請求書等保存方式の開始により、消費税の端数処理については「一の適格請求書につき、税率ごとに1回」とされたことを踏まえ、一カ月分をまとめて請求するのではなく、個々の契約ごとに適格請求書を作成・交付する方法に変更しましたが、交付した適格請求書の写しとして保存すべき量が多量となることや顧客の利便性も勘案し、複数の契約に係る料金を1カ月分まとめて一の適格請求書で請求する方法に改めることを検討していますが、問題ないでしょうか。また、その際に気を付けるべき点としてはどういったことがあるのでしょうか。

【答】

適格請求書に記載する消費税額等は、適格請求書に記載した税率ごとに合計した課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額に、一定の割合（税抜価額の場合100分の10（又は100分の8）、税込価額の場合110分の10（又は108分の8））を乗じて算出し、その算出した消費税額等に1円未満の端数が生じた場合にその端数を処理するため、適格請求書に記載する消費税額等の端数処理は一の適格請求書につき、税率ごとに1回行うこととなります。

ご質問のように、事業所ごとに締結した契約に基づき課税資産の譲渡等を行っているとしても、その課税資産の譲渡等に係る対価の額を請求書内で合計し、適格請求書の記載事項（課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額）とすることは何ら問題ありません。

また、ご質問の場合の適格請求書の記載例としては、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問66](#)」にあるとおり、例えば、以下のように課税資産の譲渡等の税込価額を合計し、その合計金額から算出した消費税額等を記載することにより、適格請求書の記載事項である消費税額等とすることができます。

なお、契約ごとに算出した消費税額等を参考として記載することは問題ありませんが、法令で求められる適格請求書の記載事項としての消費税額等にはなりませんのでご注意ください。

請求書

(株)〇〇御中

XX年11月1日

10月分(10/1~10/31)

ご請求金額	消費税額等(10%)
96,745円	8,795円

【請求金額内訳】

契約種別	利用金額(税込)	参考:消費税額等
A契約	13,157円	1,196円
B契約	38,233円	3,475円
C契約	45,355円	4,123円

△△商事(株)
登録番号T...

消費税額等の計算方法は、
課税資産の譲渡等の税込価額の
合計額である96,745円を適用税
率で割り返して算出しています。
 $96,745円 \times 10/110 = 8,795円$

(従業員が立替払をした際に受領した適格簡易請求書での仕入税額控除)

問⑩ 当社は、事業に必要な消耗品等を従業員が自ら購入し、その際受領した適格簡易請求書と引き換えに、当該消耗品費を支払っています。この場合、当該適格簡易請求書の宛名には「従業員名」が記載されているのですが、これをそのまま保存することで、当社は仕入税額控除を行ってもよいでしょうか。

【答】

従業員が事業に必要なものとして購入した消耗品等の代金を貴社が負担する場合には、それは貴社が負担すべき費用を従業員から立替払いを受けたことになります。

原則として、本来宛名の記載を求められない適格簡易請求書であったとしても、書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称として仕入税額控除を行う事業者以外の者の氏名又は名称が記載されている場合には、当該適格簡易請求書をそのまま受領し保存したとしても、これをもって、仕入税額控除を行うことはできません。

しかしながら、当該従業員が貴社に所属していることが明らかとなる名簿や当該名簿の記載事項に係る電磁的記録（以下「従業員名簿等」といいます。）の保存が併せて行われているのであれば、宛名に従業員名が記載された適格簡易請求書と、当該従業員名簿等の保存をもって、貴社は当該消耗品費に係る請求書等の保存要件を満たすこととして、仕入税額控除を行うこととして差し支えありません。

なお、従業員名簿等がなく、立替払を行う者である従業員を特定できない場合には、宛名に従業員名が記載された適格簡易請求書と、従業員が作成した立替金精算書の交付を受け、その保存が必要となります（詳しくは、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ & Aの問 94](#)」をご参照ください。）。

(実費精算の出張旅費等)

問⑪ 当社は、社員が出張した場合、旅費規程や日当規程に基づき出張旅費や日当を支払っています。この際、実際にかかった費用に基づき精算を行うため、社員からは、支払いの際に受け取った適格請求書等を徴求することとしています。この実費に係る金額について、帳簿のみの保存（従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等）により仕入税額控除を行ってもよいでしょうか。

【答】

社員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして取り扱われ、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

この社員に対する支給には、概算払いによるもののほか、実費精算されるものも含まれますので、実費精算に係るものであっても、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができます。

(注) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる「その旅行に通常必要であると認められる部分」については、所得税基本通達9-3に基づき判定しますので、所得税が非課税となる範囲内で、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められることになります。詳しくは、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問107](#)」をご参照ください。

(参考) 実費精算が貴社により用務先へ直接対価を支払っているものと同視し得る場合には、通常必要と認められる範囲か否かにかかわらず、他の課税仕入れと同様、一定の事項を記載した帳簿及び社員の方から徴求した適格請求書等の保存により仕入税額控除を行うこととなります。

その際、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送など、一定の課税仕入れに当たるのであれば、当該帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。詳しくは、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問104](#)」をご参照ください。

(返信用封筒に貼付した郵便切手に係る仕入税額控除の適用)

問⑫ 当社は、取引先に書類を送付し、その控えを返信用封筒で当社に送り返してもらうこととしています。この際、封筒に同封する返信用封筒に郵便切手をあらかじめ貼付していますが、この郵便切手により返送を受けるという引換給付についても仕入税額控除を行ってよいのでしょうか。

【答】

郵便切手類は、購入時には原則として、課税仕入れには該当せず、役務又は物品の引換給付を受けた時にその引換給付を受けた事業者の課税仕入れとなります。

適格請求書等保存方式においては、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として適格請求書等の保存が必要となりますが、郵便切手類のみを対価とする郵便ポスト等への投函による郵便サービスは、適格請求書の交付義務が免除されており、買手においては、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができます。

この点、ご質問のように、返信用封筒に貼付された郵便切手類（自らが購入した郵便切手類）により返送を受けるのであれば、郵便切手類のみを対価とする郵便ポスト等への投函による郵便サービスを受けたものとして、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うこととして差し支えありません。

（注） この場合、当該郵便切手類の購入時に仕入税額控除を行うことも可能ですが、その後、返送を受けないことが明らかとなった際には、その明らかとなった課税期間において、仕入控除税額を調整することとして差し支えありません。

(2割特例を適用するよりも簡易課税制度を適用した方が有利な場合)

問⑬ 当社は、ハンドメイド作家が作成した雑貨を仕入れ、小売店に販売する事業を営んでいる個人事業者です。これまで免税事業者でしたが、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となり、令和5年分について初めて消費税の確定申告を行います。このような場合、消費税の納付税額を軽減できる2割特例や、簡易課税制度も適用できると思いますが、どのような方法により消費税の申告を行えばよいのでしょうか。

【答】

消費税の申告方法は、仕入控除税額について実額で計算する「一般課税」、業種ごとに決められたみなし仕入率を適用し仕入控除税額を計算する「簡易課税制度」、そして、適格請求書等保存方式を機に免税事業者から適格請求書発行事業者となった方を対象に、売上税額の2割を納税額として計算する「2割特例」による方法があります。

貴社の行っている事業は、「卸売業」に該当し、簡易課税制度を適用して申告する場合、90%のみなし仕入率が適用されることとなりますので、2割特例を適用するよりも、消費税の納付金額が少なくなると考えられます。

2割特例については、適用を受ける旨を確定申告書に付記することで適用できますが、簡易課税制度は、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります（その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下である場合に限りです。）。しかし、免税事業者が登録日から課税事業者となる経過措置の適用を受ける場合には、その登録日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出書をその課税期間中に提出すれば、その課税期間から、簡易課税制度の適用を受けることができることとされています。

したがって、ご質問のような前提のもと、令和5年分の申告について簡易課税制度の適用を選択する場合には、課税期間の末日（令和5年12月31日）まで^(注)に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

なお、多額の設備投資などがあり、課税仕入れ等に係る消費税額が課税売上げに係る消費税額を上回る場合、一般課税であれば還付税額が生じますが、簡易課税制度や2割特例を適用している場合には、通常、還付税額が生じることはありませんので、その点も踏まえ申告方法をご検討ください。

(注) 課税期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日であったとしても、これらの日の翌日とはなりませんのでご注意ください。

(参考) 2割特例についての詳細は、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問114](#)」をご参照ください。また、免税事業者が登録日から課税事業者となる経過措置についての詳細は、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問7](#)」を、簡易課税制度を選択する場合の手続等についての詳細は、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問9](#)」をご参照ください。

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第 1 種事業	90%	卸売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業)をいいます。
第 2 種事業	80%	小売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業で第 1 種事業以外のもの)、農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）をいいます。
第 3 種事業	70%	農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、電気業、ガス業、熱供給業および水道業をいい、第 1 種事業、第 2 種事業に該当するものおよび加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除きます。
第 4 種事業	60%	第 1 種事業、第 2 種事業、第 3 種事業、第 5 種事業および第 6 種事業以外の事業をいい、具体的には、飲食店業などです。 なお、第 3 種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第 4 種事業となります。
第 5 種事業	50%	運輸通信業、金融・保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除きます。）をいい、第 1 種事業から第 3 種事業までの事業に該当する事業を除きます。
第 6 種事業	40%	不動産業

登録通知が未達の場合の対応

Q 今年、新規開業し、期首から登録を受けるべく登録申請をしたものの、まだ通知が届きません。どのようにインボイスを交付すればいいのでしょうか？

✓ 例えば、次のような対応が考えられます。

事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後にインボイスを交付**する



まだ番号がわからないので、インボイスは後日交付します

通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付**しなおす



番号を入れたインボイスは改めて交付します

通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する**登録番号を書類やメール等でお知らせ**する



請求番号●●の請求書につき、登録番号は「T1234…」になります

☞ 事後的な交付が困難な小売店等は、次のような対応が可能です。

事前に**インボイスの交付が遅れる**旨を**事業者のHPや店頭**にて相手方にお知らせする



インボイス発行事業者の登録申請中です。まだ通知が届いていないため、インボイスの交付が遅れます。したがって…



事業者のHP等において登録番号を掲示し、相手方にそのページとレシートを併せて保存してもらう



登録番号は「T1234…」となります。●月●日(登録通知日)までのレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、当ページを印刷する方法により、レシートと併せて保存してください。



買手側からの電話等に応じ、**登録番号をお知らせ**し、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらう



T1234…です

登録番号を教えてください



インボイス制度開始後において特にご留意いただきたい事項(2/3)

インボイスの適正性の確認

Q 売手から受領したインボイスについて、登録番号が適正なものか、取引の都度確認する必要があるのでしょうか？

✓ **インボイスの適正性**(番号が有効かどうか)については、**事業者においてご確認**いただく必要があります。

☞ ただし、必ずしも取引の都度確認する必要はなく、**取引先の規模・関係性・取引の継続性**などを踏まえ、判断※することになります。



【継続的取引先(大手)】

最初の1回



【継続的取引先(小規模)】

年1回



【新規・単発の取引先】

取引時に確認

※ 登録は、**自ら届出等しない限り有効**であり、**取消しも課税期間(原則1年)単位**でしかできないため、これらも踏まえてご検討ください

Q インボイス公表サイトでの検索結果と、インボイスに記載された名称(屋号)が異なる場合はどうすればいいですか？

✓ 公表サイトは、取引先から受領した請求書等に記載されている番号が、「登録番号」として取引時点において有効なものかを確認するために利用いただくものであり、その**有効性が確認できれば、一義的には正しいインボイスとして取り扱って差し支えありません。**

T9876543210987



検索

登録番号
T9876543210987

※ 設立登記法人など法人番号が指定されている場合は、「法人」いた 13桁の番号で検索することができます。

[法人番号公表サイトへ](#)

氏名又は名称
国税商事株式会社

不一致？

スーパー〇〇



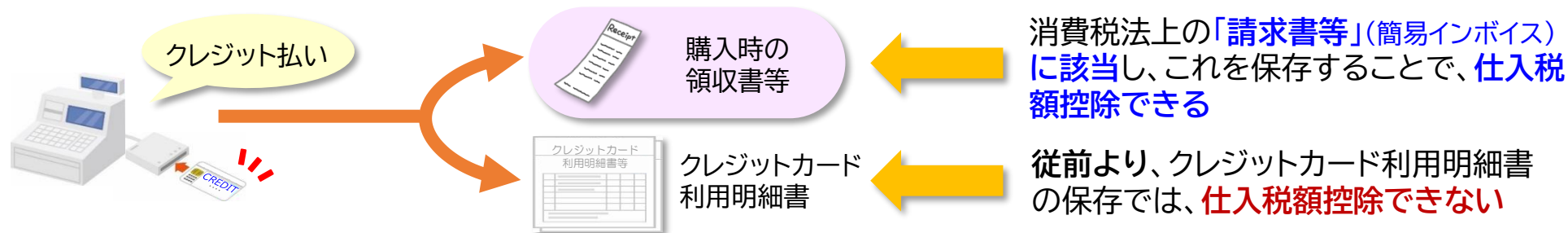
登録番号が有効であれば、正しいインボイスとして**仕入税額控除**できる

インボイス制度開始後において特にご留意いただきたい事項(3/3)

クレジットカード利用の場合

Q クレジットカードでの仕入れは、クレジットカード利用明細書の保存でよいですか？

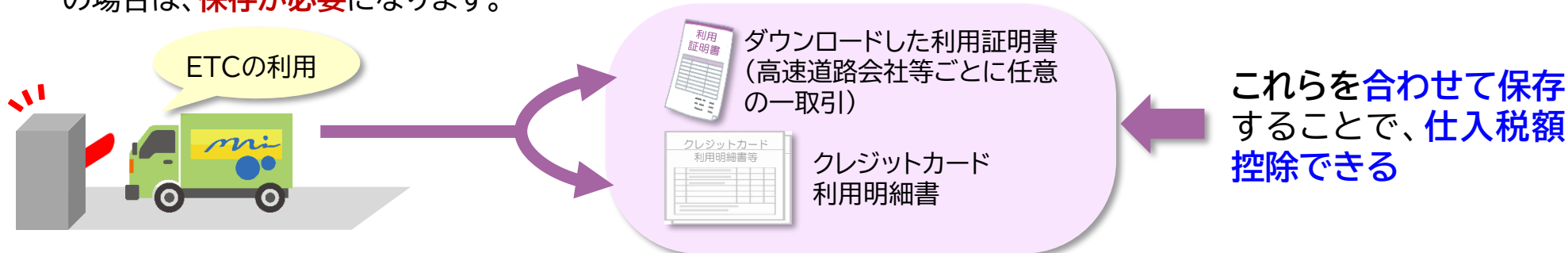
- ✓ **クレジットカード利用明細書**は、一般的にインボイス記載事項を満たす書類には該当しないため、**その保存のみで仕入税額控除はできません。**



- ✎ ただし、例えば、**少額特例の対象となる取引**や、公共交通機関特例、出張旅費等特例など、**インボイス保存不要で仕入税額控除が可能となる特例の対象となる取引**については、**クレジットカード利用明細書に基づいて仕入税額控除に係る処理を行ったとしても問題ありません。**



- ✎ また、**ETCの利用に係るクレジットカード利用明細書**は、ETC利用照会サービスからダウンロードした利用証明書(高速道路会社等ごとに任意の一取引)と合わせることで、簡易インボイスの記載事項を満たすものとなるので、その場合は、**保存が必要**になります。



事業者のみなさまへ

どこに相談すればいいの？
どんな支援があるの？

お気軽にお問い合わせください！

インボイス制度に関する相談窓口一覧



インボイス制度に関する様々なお困りごとに対して、**関係省庁等が連携して**コールセンターや相談窓口を設け、事業者の皆様のご支援を行っております(どの相談窓口も相談料は無料です)。

ご相談したい内容をクリックしてください

インボイス制度について
知りたい

税理士にオンラインで
相談したい

補助金について知りたい

取引先からの代金減額
・取引中止要請など
について相談したい

経営等に関する相談をしたい

上記全ての相談窓口をまとめた
一覧表(印刷用)は、こちら



相談窓口一覧表(印刷用)

インボイス制度について知りたい

相談内容	相談方法	相談先	電話番号等
① 一般的なご質問 「インボイス制度とは何か」など、QAやパンフレット等に掲載されている内容について、ご案内します	チャットボットで調べる (AIが24時間自動回答)	税務相談チャットボット	ご利用は こちら から (特設サイトからも利用可)
	電話相談 (9:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	インボイスコールセンター	0120-205-553
	インターネットで調べる	《国税庁HP》	インボイス制度特設サイト
② 一般的なご質問 【農業・林業・水産業・食品産業に従事している方】	電話相談 (9:30-17:00 土日祝・年末年始除く)	インボイス専用ダイヤル 農林水産省、水産庁、林野庁の 担当課 など	＜農業等専用ダイヤル一覧＞ をご覧ください
	インターネットで調べる	《農林水産省HP》	消費税のインボイス制度について
③ 説明会への参加申込み 個別のご相談 登録の可否に関してどのように検討すれば よいか 準備中の請求書がインボイスの記載要件を 満たすか など	インボイス制度の説明会に参加する	オンライン説明会 税務署開催の説明会	オンライン説明会のご案内 税務署で開催される説明会に参加したい 《国税庁HP》
	税務署に個別に相談する	登録可否相談会 その他の個別相談	税務署で個別相談がしたい 《国税庁HP》
④ e-Taxにより登録申請 を行う場合の操作方法	電話相談 (9:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	e-Tax・作成コーナーヘルプ デスク	0570-01-5901 または 03-5638-5171 ※ 確定申告期の受付時間は「 e-Tax・作成 コーナーヘルプデスク 」をご覧ください

表紙に戻る

インボイス制度について知りたい

農業、食品産業、 林業等、水産業	インボイス専用ダイヤル	農林漁業者・食品事業者等からの一般的なご相談をお受けする専用ダイヤルです。			03-6744-7140
農業	農林水産省本省 経営局総務課調整室	-	〒100-8950	千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8111 (内線:5110)
食品産業	農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課	-	〒100-8950	千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8111 (内線:4137)
農業・食品産業	北海道農政事務所 企画調整室	北海道	〒064-8518	札幌市中央区南22条西6丁目2-22	011-330-8801
	東北農政局 企画調整室	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	〒980-0014	仙台市青葉区本町3丁目3番1号	022-263-0564
	関東農政局 企画調整室	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県	〒330-9722	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-740-0465
	北陸農政局 企画調整室	新潟県、富山県、石川県、福井県	〒920-8566	金沢市広坂2丁目2番60号	076-232-4206
	東海農政局 企画調整室	岐阜県、愛知県、三重県	〒460-8516	名古屋市中区三の丸1-2-2	052-223-4610
	近畿農政局 企画調整室	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	〒602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	075-414-9037
	中国四国農政局 企画調整室	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	〒700-8532	岡山市北区下石井1丁目4番1号	086-224-9400
	九州農政局 企画調整室	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県	〒860-8527	熊本市西区春日2丁目10番1号	096-300-6003
	沖縄総合事務局 経営課	沖縄県	〒900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1628
林業、木材、 木製品製造業	林野庁 企画課	-	〒100-8952	千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8111 (内線:6064)
水産業	水産庁 水産経営課	-	〒100-8907	千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8111 (内線:6594)

「インボイス制度について知りたい」
トップに戻る

表紙に戻る

税理士にオンラインで相談したい

相談内容	方法	相談先	電話番号等
税理士へのオンラインでのご相談 (相談料は無料) ※ 通信料は相談者負担となります。 インボイス対応に伴う納税負担 登録の要否に関してどのように検討すれば よいか などについて、税理士にオンラインで相談 できます ※ お電話でご相談内容をお伺いし、他の 窓口にご案内する場合もございます	まずは電話相談窓口にご連絡下さい (9:00-17:00 土日祝・年末年始除く) ※ お電話でご相談内容をお伺いし、 「相談受付窓口HP」からの予約方法等 をご案内します	中小企業庁補助事業 「中小企業・小規模事業者インボイス 相談受付窓口」	0570-028-045 (ナビダイヤル) 045-330-1365 (一般電話) 相談受付窓口HP

補助金について知りたい

相談内容	方法	相談先	電話番号等
① IT導入補助金 各種ソフト、PC、レジ等の導入費用を補助します	電話相談 (9:30-17:30 土日祝・年末年始除く)	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター	0570-666-376
	インターネットで調べる	《IT導入補助金HP》	IT導入補助金
② 小規模事業者持続化補助金 新たにインボイス発行事業者として販路開拓に取り組む費用(税理士等への相談費用を含みます)等を補助します	【商工会地域の方】		
	電話相談 (9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	事業を営まれている地域の地方事務局	＜都道府県地方事務局一覧＞ をご覧ください
	インターネットで調べる	《商工会地区補助金事務局HP》	商工会地区小規模事業者持続化補助金
	【商工会議所地域の方】		
	電話相談 (9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	商工会議所地区持続化補助金事務局コールセンター	03-6632-1502
	インターネットで調べる	《商工会議所地区補助金事務局HP》	商工会議所地区小規模事業者持続化補助金

表紙に戻る

補助金について知りたい

<都道府県地方事務局一覧>

※ 受付時間:9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日・年末年始除く)

都道府県	地方事務局名	郵便番号	住所	電話番号	都道府県	地方事務局名	郵便番号	住所	電話番号
北海道	北海道商工会連合会	〒060-8607	札幌市中央区北1条西7-1 プレスト1・7ビル4階	011-251-0102	滋 賀	滋賀県商工会連合会	〒520-0806	大津市打出浜2-1 コラボしが21 5階	077-511-1470
青 森	青森県商工会連合会	〒030-0801	青森市新町2-8-26 青森県火災共済会館5階	017-734-3394	京 都	京都府商工会連合会	〒600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済セン ター3階311号室	075-205-5418
岩 手	岩手県商工会連合会	〒020-0045	盛岡市盛岡駅西通1-3-8 岩手県商工会連合会館	019-622-4165	奈 良	奈良県商工会連合会	〒630-8213	奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館3階	0742-22-4412
宮 城	宮城県商工会連合会	〒980-0011	仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター2階	022-225-8751	大 阪	大阪府商工会連合会	〒540-0029	大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階	06-6947-4340
秋 田	秋田県商工会連合会	〒010-0923	秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館4階	018-863-8493	兵 庫	兵庫県商工会連合会	〒650-0013	神戸市中央区花隈町6-19 兵庫県商工会館	078-341-4512
山 形	山形県商工会連合会	〒990-8580	山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14階	050-3540-7211	和歌山	和歌山県商工会連合会	〒640-8152	和歌山市十番丁19番地 wajima十番丁4階	073-432-4661
福 島	福島県商工会連合会	〒960-8053	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま9階	024-525-3411	鳥 取	鳥取県商工会連合会	〒680-0942	鳥取市湖山町東4-100 鳥取県商工会連合会館	0857-31-5556
茨 城	茨城県商工会連合会	〒310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館13階	029-224-2635	島 根	島根県商工会連合会	〒690-0886	松江市母衣町55-4 島根県商工会館4階	0852-27-0321
栃 木	栃木県商工会連合会	〒320-0806	宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館6階	028-637-3731	岡 山	岡山県商工会連合会	〒700-0817	岡山市北区弓之町4-19-401 岡山県中小企業会館4階	086-238-5666
群 馬	群馬県商工会連合会	〒371-0047	前橋市関根町3-8-1 群馬県商工連会館	027-231-9779	広 島	広島県商工会連合会	〒730-0051	広島市中区大手町3-3-27 大手町マンション2階	082-247-0221
埼 玉	埼玉県商工会連合会	〒330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル7階	048-641-3613	山 口	山口県商工会連合会	〒753-0074	山口市中央4-5-16 山口県商工会館3階	083-925-8888
千 葉	千葉県商工会連合会	〒260-0013	千葉市中央区中央4-16-1 建設会館ビル5階	043-305-5222	徳 島	徳島県商工会連合会	〒770-0865	徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館2階	088-623-2014
東 京	東京都商工会連合会	〒196-0033	昭島市東町3-6-1	042-843-5317	香 川	香川県商工会連合会	〒760-0066	高松市福岡町2-2-2-301 香川県産業会館3階	087-851-3182
神奈川	神奈川県商工会連合会	〒231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター10階	045-633-5080	愛 媛	愛媛県商工会連合会	〒790-0065	松山市宮西1-5-19 愛媛県商工会連合会館	089-924-1103
新 潟	新潟県商工会連合会	〒950-0965	新潟市中央区新光町7-2 新潟県商工会館2階	025-283-1311	高 知	高知県商工会連合会	〒781-5101	高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館3階	088-846-2111
長 野	長野県商工会連合会	〒380-0936	長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階	026-217-1577	福 岡	福岡県商工会連合会	〒812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15 中小企業振興センター11階	092-624-8655
山 梨	山梨県商工会連合会	〒400-0035	甲府市飯田2-2-1山梨県中小企業会館3階	055-235-2115	佐 賀	佐賀県商工会連合会	〒840-0826	佐賀市白山2-1-12 佐賀商工ビル6階	0952-26-6101
静 岡	静岡県商工会連合会	〒420-0853	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館6階	054-255-9811	長 崎	長崎県商工会連合会	〒850-0031	長崎市桜町4-1 長崎商工会館8階	095-829-2531
愛 知	愛知県商工会連合会	〒450-0002	名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター16階	052-562-0041	熊 本	熊本県商工会連合会	〒860-0801	熊本市中央区安政町3番13号 熊本県商工会館7階	096-359-5593
岐 阜	岐阜県商工会連合会	〒500-8384	岐阜市藪田南1-11-9 第2岐阜県ビル5階502号室	058-201-0182	大 分	大分県商工会連合会	〒870-0026	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館5階	097-534-9507
三 重	三重県商工会連合会	〒514-0004	津市栄町1丁目891 三重県合同ビル6F	059-253-3725	宮 崎	宮崎県商工会連合会	〒880-0013	宮崎市松橋2-4-31宮崎県中小企業会館2階	0985-24-2057
富 山	富山県商工会連合会	〒930-0855	富山市赤江町1-7 富山県中小企業研修センター	076-441-2716	鹿児島	鹿児島県商工会連合会	〒892-0821	鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館6階	099-226-3773
石 川	石川県商工会連合会	〒920-8203	金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館3階	076-268-7300	沖 縄	沖縄県商工会連合会	〒901-0152	那覇市小祿1831-1 沖縄産業支援センター604号	098-851-3226
福 井	福井県商工会連合会	〒910-0004	福井市宝永4-9-14 福井県商工会連合会館2階	0776-23-3659					

「補助金について知りたい」
トップに戻る

表紙に戻る

取引先からの代金減額・取引中止要請などについて相談したい

相談内容	相談方法	相談先	電話番号等
① 独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する一般的なご相談 独占禁止法上、どのような行為が規制されるか ※ 独占禁止法は、事業者の取引全般に適用されます	電話相談 (10:00-17:00 土日祝・年末年始を除く)	公正取引委員会本局 地方事務所等	＜独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する相談ダイヤル一覧＞ をご覧ください
	インターネットで調べる	《公正取引委員会HP》	インボイス制度関連コーナー
② 下請法に関する一般的なご相談 下請法上、どのような行為が規制されるか	電話相談 (10:00-17:00 土日祝・年末年始を除く)	公正取引委員会本局 地方事務所等	＜下請法に関する相談ダイヤル一覧＞ をご覧ください
	インターネットで調べる	《公正取引委員会HP》	インボイス制度関連コーナー
③ 下請取引に関するご相談 中小企業の取引上のお悩みに相談員や弁護士が回答します	電話相談 (9:00-12:00、13:00-17:00 土日祝・年末年始除く)	下請かけこみ寺相談窓口	0120-418-618
	インターネットで調べる	《全国中小企業振興機関協会HP》	下請かけこみ寺
④ 建設業の下請取引に関するご相談 建設業法上、どのような行為が規制されるか 建設業者とのトラブル・違法行為に関するご相談など	電話相談	地方整備局、都道府県 など	建設業専用ダイヤル一覧 ＜各地方整備局等(国土交通大臣許可)＞ ＜都道府県(都道府県知事許可)＞ をご覧ください
	インターネットで調べる	《国土交通省HP》	建設業法令遵守・指導監督

取引先からの代金減額・取引中止要請などについて相談したい

※ 独占禁止法違反被疑事実についての事件調査をご希望の場合は、
下記の申告窓口をご利用ください。

<インターネットによる申告>

<https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html>

<独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する相談ダイヤル一覧>

受付時間 10:00-17:00（土日祝日・年末年始を除く）

事務所名	管轄都道府県	郵便番号	住所	電話番号
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課	全国	〒100-8987	千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	03-3581-3375(直)
北海道事務所 取引課	北海道	〒060-0042	札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	011-231-6300(代)
東北事務所 取引課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	〒980-0014	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022-225-7096(直)
中部事務所 取引課	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県	〒460-0001	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-961-9423(直)
近畿中国四国事務所 取引課	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	〒540-0008	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6941-2175(直)
近畿中国四国事務所 中国支所 取引課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県	〒730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082-228-1502(直)
近畿中国四国事務所 四国支所 取引課	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	〒760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館	087-811-1750(代)
九州事務所 取引課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	092-431-6031(直)
沖縄総合事務局 総務部 公正取引課	沖縄県	〒900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0049(直)

「代金減額・取引中止要請などの相談」
トップに戻る

表紙に戻る

取引先からの代金減額・取引中止要請などについて相談したい

※ 下請法違反被疑事実についての事件調査をご希望の場合は、
下記の申告窓口をご利用ください。

<インターネットによる申告>

<https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html>

<下請法に関する相談ダイヤル一覧>

受付時間 10:00-17:00（土日祝日・年末年始を除く）

事務所名	管轄都道府県	郵便番号	住所	電話番号
不当なしわ寄せに関する下請相談窓口	以下の各相談窓口につながるフリーダイヤルです。			0120-060-110
公正取引委員会事務局 経済取引局取引部 企業取引課	全国	〒100-8987	千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	03-3581-3375(直)
北海道事務所 下請課	北海道	〒060-0042	札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	011-231-6300(代)
東北事務所 下請課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	〒980-0014	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022-225-8420(直)
中部事務所 下請課	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県	〒460-0001	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-961-9424(直)
近畿中国四国事務所 下請課	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	〒540-0008	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6941-2176(直)
近畿中国四国事務所 中国支所 下請課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県	〒730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082-228-1520(直)
近畿中国四国事務所 四国支所 下請課	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	〒760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館	087-811-1758(直)
九州事務所 下請課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大 分県、宮崎県、鹿児島県	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	092-431-6032(直)
沖縄総合事務局 総務部 公正取引課	沖縄県	〒900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0049(直)

「代金減額・取引中止要請などの相談」
トップに戻る

表紙に戻る

取引先からの代金減額・取引中止要請などについて相談したい

<建設業専用ダイヤル一覧>

- 一般的なお問い合わせは、いずれの機関においてもご対応が可能です。
- 個別のお問い合わせは、**取引相手である建設業者が受けている建設業許可に応じてご連絡先が異なります**ので、ご注意ください。
 - ① 国土交通大臣許可を受けている場合・・・各地方整備局等
 - ② 都道府県知事許可を受けている場合・・・各都道府県
- 取引相手である建設業者が受けている建設業許可は、以下の「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」により、ご確認ください。

<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do?outPutKbn=1>

① 各地方整備局等(国土交通大臣許可)

受付時間 10:00-12:00、13:30-17:00（土日祝日・年末年始を除く）

事務所名	管轄都道府県	郵便番号	住所	電話番号	URL
建設業法違反通報窓口 駆け込みホットライン	全国	-	-	0570-018-240	-
北海道開発局 事業振興部 建設産業課	北海道	〒060-8511	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-2311	https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/kensan/ud49g7000000e3sq.html
東北地方整備局 建設部 建設産業課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	〒980-8602	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	022-225-2171	https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/kns_01ken_gyu.html
関東地方整備局 建設部 建設産業第一課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 長野県	〒330-9724	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合 同庁舎2号館	048-601-3151	https://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/index00000006.html
北陸地方整備局 建設部 計画・建設産業課	新潟県、富山県、石川県	〒950-8801	新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎 1号館	025-370-6571	https://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/houreiunshu.html
中部地方整備局 建設部 建設産業課	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	〒460-8514	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第 2号館	052-953-8572	https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/contents03.html
近畿地方整備局 建設部 建設産業第一課	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	〒540-8586	大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎	06-6942-1141	https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/kakekomi.html
中国地方整備局 建設部 計画・建設産業課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県	〒730-0013	広島市中区八丁堀2-15	082-221-9231	https://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/index_kensetu.htm
四国地方整備局 建設部 計画・建設産業課	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	〒760-8554	高松市サンポート3番33号	087-851-8061	https://www.skr.mlit.go.jp/kensei/sangyou/01_kensetu/04-horei/index.html
九州地方整備局 建設部 建設産業課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同 庁舎別館	092-471-6331	http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	沖縄県	〒900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 2号館	098-866-0031	https://www.ogb.go.jp/kaiken/5636/005638

「代金減額・取引中止要請などの相談」
トップに戻る

表紙に戻る

取引先からの代金減額・取引中止要請などについて相談したい

<建設業専用ダイヤル一覧>

② 都道府県(都道府県知事許可)

都道府県	事務所名	郵便番号	住所	電話番号	受付時間	URL	都道府県	事務所名	郵便番号	住所	電話番号	受付時間	URL
北海道	建設部 建設政策局 建設管理課	〒060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111 (内線)29-725	平日 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/kenichop/sinsa/sousuho/outline.html	滋賀県	土木交通部 整理課	〒520-8577	大津市京町四丁目1-1	077-528-4114	平日 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)	https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigot-osangyou/kensetsu/307230.html
青森県	県土整備部 監理課	〒030-8570	青森市長島1-1-1	017-734-0840	平日 8:30～17:15	https://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/	京都府	建設交通部 指導検査課	〒602-8570	京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町	075-414-5222	平日 9:00～16:00 (12:00～13:00を除く)	https://www.pref.kyoto.jp/kensetsugyo/
岩手県	県土整備部 建設技術振興課	〒020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-5954	平日 8:30～17:15	https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/soudan/index.html	大阪府	都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築振興課	〒559-8555	大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)1階	06-6210-9736	平日 9:00～18:00 (申請窓口は 9:30～17:00)	https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin2/
宮城県	土木部 事業管理課	〒980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-3116	平日 8:30～17:15	https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jiyouk/ansi/	兵庫県	土木部 契約管理課 建設業班	〒650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711	平日 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)	https://web.pref.hyogo.lg.jp/org/keivakug/ansi/index.html
秋田県	建設部 建設政策課	〒010-8570	秋田市山王4-1-1	018-860-2425	平日 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archiv/e/38904	奈良県	県土マネジメント部 建設業・契約管理課	〒630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-5429	平日 8:30～17:15	https://www.pref.nara.jp/4143.htm
山形県	県土整備部 建設企画課	〒990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2858	平日 8:30～17:15 (12:00～13:00を除く)	https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/shoukai/soshikiannai/kendoseibi/180030.html	和歌山県	県土整備部 県土整備政策局 技術調査課	〒640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-3064	平日 9:00～17:45	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kyoka/index.html
福島県	土木部 建設産業室	〒960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-7452	平日 8:30～17:15	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025c/	鳥取県	県土整備部 県土総務課 建設業・入札制度室	〒680-8570	鳥取市東町1-220	0857-26-7347	平日 8:30～17:15 (12:00～13:00を除く)	https://www.pref.tottori.lg.jp/28184.htm
茨城県	土木部 監理課	〒310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-4334	平日10:00～17:00 (12:00～13:00を除く)	https://www.prefibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/kensetsugyou/tannitohou-mup-jimenu.html	鳥根県	土木部 総務課 建設業対策室	〒690-8501	松江市殿町8番地	0852-22-5185	平日 8:30～17:15 (12:00～13:00を除く)	http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/hou_junsyu/
栃木県	県土整備部 監理課	〒320-8501	宇都宮市塩田1-1-20	028-623-2390	平日 8:30～17:15	https://www.pref.tochigi.lg.jp/h01/work/kensetsugyou/kyoka/1281921353172.html	岡山県	土木部 監理課	〒700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7463	平日 8:30～17:15 (12:00～13:00を除く)	https://www.pref.okayama.jp/soshiki/59/
群馬県	県土整備部 建設企画課	〒371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-3520	平日 10:00～16:30 (11:30～13:00を除く 水曜日は15時30分まで)	https://www.pref.gunma.jp/page/11866.html	広島県	土木建築局 建設産業課	〒730-8511	広島市中区基町10-52	082-513-3822	平日 8:30～17:15 (12:00～13:00を除く)	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/93/
埼玉県	県土整備部 建設管理課	〒330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-630-5171	平日 9:00～16:00 (11:00～13:00を除く)	https://www.pref.saitama.lg.jp/e1002/kensetsugyo/27.html	山口県	土木建築部 監理課	〒753-8501	山口市滝町1-1	083-933-3629	平日 8:30～17:15 (12:00～13:00を除く)	https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/126/
千葉県	県土整備部 建設・不動産課 建設業班	〒280-8687	千葉市中央区市場町1-1	043-223-3108	平日 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)	https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/gvouseishobun/kensetu/h22kaisei.html	徳島県	県土整備部 建設管理課	〒770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2523	平日 8:30～17:15 (12:00～13:00を除く)	https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/
東京都	都市整備局 市街地建築部 建設業課	〒163-8001	新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第2本庁舎3階南側	03-5388-3358	平日 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)	https://www.toshiseibij.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/kensetsu04.htm	香川県	土木部 土木監理課 契約・建設業グループ	〒760-8570	高松市番町四丁目1-10	087-832-3507	平日 8:30～17:15	https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/kfyn.html
神奈川県	県土整備局 事業管理部 建設業課	〒221-0635	横浜市新奈川區鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター4階	045-312-1121	平日 9:00～17:00	https://www.pref.kanagawa.jp/div/0707/index.html	愛媛県	土木部 土木管理課 土木管理課	〒790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2643	平日 8:30～17:15	https://www.pref.ehime.jp/h40100/5737/kensetsugyo/index.html
新潟県	土木部 監理課 建設業室	〒950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-280-5388	平日 9:00～17:00	https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/zeimu/1356774170442.html	高知県	土木部 土木政策課	〒780-8570	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9815	平日 8:30～17:15	https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/
富山県	土木部 建設技術企画課	〒930-8501	富山市新総曲輪1-7 富山県防災危機管理センター7階	076-444-3316	平日 8:30～17:15	https://www.pref.yovama.jp/1510/kensei/kenseijunei/kensei/soshiki/15/1510.html	福岡県	建築都市部 建築指導課	〒812-0045	福岡市博多区東公園7-7	092-651-1111	平日 8:30～17:15	https://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/1501202/
石川県	土木部 監理課 建設業振興グループ	〒920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1712	平日 9:00～17:15	https://www.pref.shikawa.lg.jp/kanri/index.html	佐賀県	県土整備部 建設・技術課	〒840-8570	佐賀市内1-1-59	0952-25-7153	平日 8:30～17:15	https://www.pref.saga.lg.jp/list00106.html
福井県	土木部 土木管理課	〒910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0470	平日 8:30～17:15 (12:00～13:00を除く)	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/index.html	長崎県	土木部 監理課	〒850-8570	長崎市尾上町3-1	095-894-3015	平日 9:30～17:00	https://www.pref.nagasaki.jp/section/kanri/index.html
山梨県	県土整備部 県土整備総務課 建設業対策室	〒400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1594	平日 9:00～16:00 (12:00～13:00を除く)	https://www.pref.yamanashi.jp/kensei/soudan.html	熊本県	土木部 監理課	〒862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2485	平日 8:30～17:15	https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/98/
長野県	建設部 建設政策課 建設業担当	〒380-8570	長野市南長野野幡下692-2	026-235-7314	平日 9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)	https://www.pref.naganano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/torihikiteikiseika.html	大分県	土木建築部 土木建築企画課	〒870-0022	大分市大手町3-1-1	097-506-4516	平日 8:30～17:15	https://www.pref.oita.jp/site/n-kensetsugyou/
岐阜県	県土整備部 技術検査課	〒500-8570	岐阜市藪田南2-1-1 12階	058-272-8504	平日 8:30～17:15	https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11656/	宮崎県	県土整備部 管理課	〒880-8501	宮崎市橋通東2-10-1(宮崎県防災庁舎9階)	0985-26-7176	平日 8:30～17:15	https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kanri/shigoto/kokyojigyo/horline.html
静岡県	交通基盤部 建設業課	〒420-8601	静岡市葵区追手町9番6号	054-221-3058	平日 8:30～17:00	https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ka110/index.html	鹿児島県	県土木部 監理課	〒890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-3498	平日 8:30～17:00	-
愛知県	都市・交通局 都市基盤部 都市総務課 建設業・不動産業室	〒460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2(自治センター2階)	052-954-6502	平日 8:45～17:30 (12:00～13:00を除く)	https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo/fudosangyo/kyoka/rules.html	沖縄県	土木建築部 技術・建設業課	〒900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2374	平日 10:00～17:00 (12:00～13:30を除く)	https://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/index.html
三重県	県土整備部 建設業課	〒514-8570	津市広明町13番地	059-224-2860	平日 8:30～17:15	https://www.prefmie.lg.jp/KENGYO/HP/000121166.htm							

「代金減額・取引中止要請などの相談」
トップに戻る

表紙に戻る

経営等に関する相談をしたい

相談内容	方法	相談先	電話番号等
① 経営に関する一般的なご相談 中小企業等の経営上のお悩みに専門家が回答します ※ インボイス制度以外の内容もご相談頂けます	電話相談	各都道府県のよろず支援拠点	以下のサイトに掲載の電話番号をご覧ください
	インターネットで調べる	《よろず支援拠点全国本部HP》	支援拠点一覧
② 経営に関する一般的なご相談 【商工会・商工会議所の会員の方】 インボイス制度開始に伴う事業環境変化のお悩み相談や、各種支援施策のご紹介	電話相談	お近くの商工会または商工会議所	以下のサイトに掲載の電話番号をご覧ください
	インターネットで調べる	《全国商工会連合会HP》	全国各地の商工会WEBサーチ
		《日本商工会議所HP》	商工会議所(都道府県連)名簿
③ 帳簿の作成に関するご相談 【青色申告会の会員の方】	電話相談	お近くの青色申告会	以下のサイトに掲載の電話番号をご覧ください
	インターネットで調べる	《全国青色申告会総連合》	全国の窓口
④ 契約の疑問やトラブル等に関するご相談 【文化芸術活動を行う芸術家等及び事業者等の方】 文化芸術分野における契約や活動に関係して生じる疑問等の無料相談対応(インボイスに関する相談にも対応)	メール相談	文化芸術活動に関する法律相談窓口	相談受付フォーム

表紙に戻る

相談

FREE!

無料

対面でのご相談にも
対応しています

申告書作成について
相談したい

経営について色々
相談したい

どんな補助金を利用
できるか知りたい



記帳方法について
教えてほしい

取引先からの不当な要求
について相談したい

インボイス制度 ご不明点はありませんか？

お近くの

税務署 青色申告会

よろず支援拠点／商工会・商工会議所

にご連絡ください。

(一部、会員の方向けの窓口もあります。)

- ☐ 制度のキホン以外にも聞きたいことがある！という場合にもご要望に応じたオススメの窓口があります。
- ☐ どこに連絡したらよいかわからない・・・という方もご連絡ください。その際には、ご要望に応じた適切な窓口をご案内いたします。
- ☐ ご相談内容に応じて、別の窓口へご案内することがありますが、最初にご相談のあった窓口で訪問予約方法のご案内をいたします。

次頁もあります。ご連絡する際にご確認ください。



国税庁



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



インボイス制度のキホンだけでなく こんなことも相談したいときのオススメ窓口

税金全般や申告書
の作成方法について相談したい

➡ **税務署**

経営に関する
相談をしたい

例：どんな事業者支援があるのか知りたい

➡ **よろず支援拠点**
商工会・商工会議所※

※ 会員の方向けの窓口となります。

帳簿の作成方法
について相談したい

➡ **青色申告会**※

制度のキホンや相談先を
聞きたいという方はこちら

インボイスコールセンター

0120-205-553

(フリーダイヤル：無料)

【受付時間】9:00～17:00 (土日祝除く)

インボイス制度に関連して
こんなことも！

対面もOK!

独占禁止法・下請法
に関する内容を相談したい

公正取引委員会事務総局

03-3581-3375 (直通)

【受付時間】10:00～17:00 (土日祝除く)

免税事業者の方はこちらも！

税理士無料オンライン相談案内実施中

**中小企業・小規模事業者
インボイス相談受付窓口**

0570-028-045 (ナビダイヤル)

045-330-1365 (一般電話)

【受付時間】9:00～17:00 (土日祝除く)

取引上のトラブルを相談したい

例：代金未払、減額、買ったたき

下請かけこみ寺

0120-418-618

(フリーダイヤル：無料)

【受付時間】9:00～12:00 / 13:00～17:00
(土日祝除く)

各窓口の所在地や
連絡先の検索はこちら



インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録申請をされる場合の申請書の書き方

登録申請書の書き方 フローチャート

令和5年10月



申請者の状況に応じた「登録申請書(国内事業者用)」の書き方を、ケースごとに説明しています。

用語説明

以下の用語の説明は、
2ページをご覧ください。

- ・課税事業者・課税期間
- ・みなし登録期間

START

相続によりインボイス発行事業者の事業を承継しましたか？(法人の場合はNOへ)

YES

みなし登録期間中に登録申請書を提出しますか？

YES

case 6

ケース6

※ 既に登録を受けている相続人は、登録申請書の提出は不要です。

CLICK!

NO

新たに事業を開始した事業者ですか？

YES

事業を開始(相続)した課税期間の初日から登録を受けますか？

YES

case 1

ケース1

CLICK!

NO

登録申請書を提出する時点において課税事業者ですか？

YES

翌課税期間は課税事業者ですか？

NO

登録申請書を提出する時点において課税事業者ですか？

NO

case 2

ケース2

CLICK!

翌課税期間中に登録を受けますか？

NO

case 3

ケース3

CLICK!

YES

case 4

ケース4

CLICK!

NO

case 5

ケース5

CLICK!

ケース2-②

case 2-②

YES

CLICK!

それぞれのケースをクリックすると、一部のチェック欄が記載された様式をダウンロードできます。(そのまま印刷してご提出いただけます)



上記に当てはまらない場合は…

フローチャートに当てはまらない場合や、新設法人などご自身の事情に即して個別に登録申請書の書き方をお知りになりたい場合には、[所轄の税務署](#)にご相談ください。

用語説明

課税事業者

事業者のうち、以下の①～③のいずれかに該当する者などをいいます。

- ① 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ② 「課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択している事業者
- ③ 新設法人(基準期間がない事業年度の開始の日における資本金等の額が1,000万円以上の法人をいいます)又は特定新規設立法人に該当する事業者

課税期間

納付すべき消費税額の計算の基礎となる期間です。

原則として、個人事業者の方は暦年、法人の方は事業年度をいいます。

さらに詳しくお知りになりたい方は、「[消費税のあらまし\(令和5年6月\)](#)」をご参照ください。

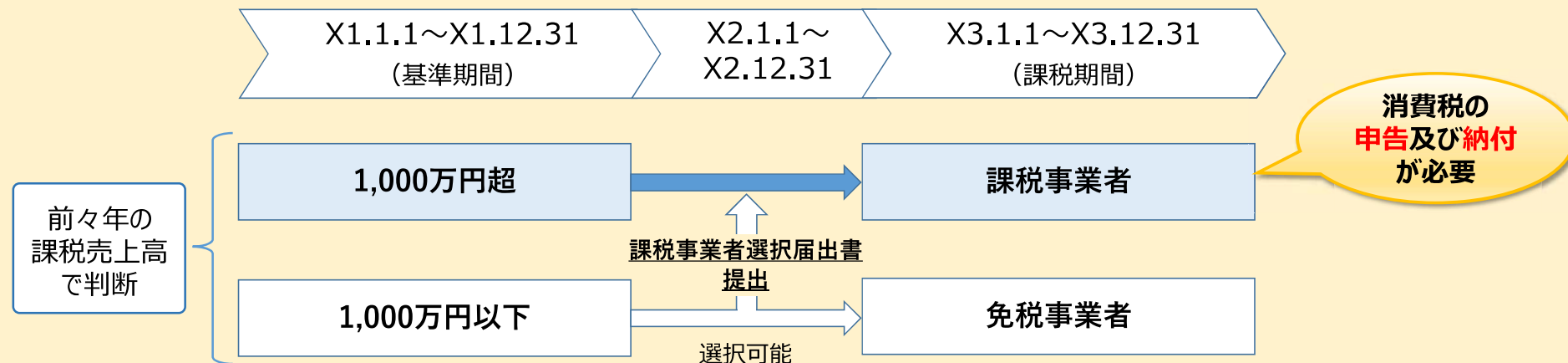
みなし登録期間

相続により、インボイス発行事業者の事業を承継した相続人の相続があった日の翌日から、その相続人がインボイス発行事業者の登録を受けた日の前日又はその相続に係るインボイス発行事業者が死亡した日の翌日から4月を経過する日のいずれか早い日までの期間をいいます。この「みなし登録期間」中は、相続人はインボイス発行事業者とみなされ、被相続人の登録番号を相続人の登録番号とみなすこととされています。



消費税のあらまし

課税期間と課税事業者の関係【例：個人事業者又は12月決算の法人】



case
1

事業を開始した課税期間の初日から登録を受ける場合

初葉

「事業者区分」欄

次葉

「免税事業者の確認」欄

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 ※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。	
	☐ 課税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）	
	☐ 免税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）	
	☒ 新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等	
	☒ 事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ 課税期間の初日が令和5年9月30日以前の場合の登録年月日は、令和5年10月1日となります。	課税期間の初日 令和 ○年 △月 □日

個人事業者の方は **令和●年1月1日**
法人の方は **「事業年度」の初日** を記載してください

免税事業者の確認	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。			
	☐ 令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。			
	個人番号			
	事業内容等	生年月日（個人） 1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和	法人事業年度 自 月 日 至 月 日	金 円
	「免税事業者の確認」欄：記載不要		登録希望日	令和 年 月 日
	☐ 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。		翌課税期間の初日 令和 年 月 日	
☐ 上記以外の免税事業者				

記載方法

初葉の「事業者区分」欄：「新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等」に☒し、次に「事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者」に☒し、課税期間の初日を記載する。

課税事業者になる日

登録年月日（インボイス発行事業者になる日）

： 課税期間の初日

： 課税期間の初日（令和5年9月30日以前の場合、令和5年10月1日）

case 2

インボイス発行事業者の事業の承継はなく、登録申請書の提出が事業を開始した課税期間でない 免税事業者の方

初葉

「事業者区分」欄

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 ※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。	
☐	課税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）
☒	免税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）
☐	新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等
☐	事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を
課税期間の初日	

下記①から④の全てを満たす場合のみ、この欄に☑を記載してください。

- 登録申請書の提出時点で免税事業者の方が
- 翌課税期間の初日において課税事業者となり（「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となる場合を含みます。）
- 翌課税期間の初日から登録を受けようとし
- 課税事業者となる「課税期間の初日」が
 - 令和5年10月1日以降で、その課税期間の初日から起算して**15日前の日までに**登録申請書を提出する場合

下記①から③の全てを満たす場合のみ、この欄に☑を記載してください。

- 登録申請書の提出時点で免税事業者の方が
- 翌課税期間の初日において課税事業者となり（「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となる場合を含みます。）
- 課税事業者となる「課税期間の初日」が
 - 令和5年10月1日以降で、その課税期間の初日から起算して**15日前の日を過ぎて**登録申請書を提出する場合（その課税期間の**途中**から登録を受けることとなります。）

次葉

「免税事業者の確認」欄（個人事業者の場合）

※ 法人の方は、個人番号の代わりに事業年度・資本金を記載してください。

以下の2つに該当しない場合は、こちらに☑を記載してください。

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。	
☒	令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。
個人番号	X X X X X X X X X X X X X
生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 〇〇年 △△月 □□日
事業内容等	事業内容 X X X 業
法人のみの記載	事業年度 自 月 日 至 月 日 資本金 円
登録希望日	令和 〇年 △月 □日
☐	消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。
☐	上記以外の免税事業者

課税事業者になる日

①上段に☑をした場合：登録希望日 ②中段に☑をした場合：翌課税期間の初日 ③下段に☑をした場合：翌課税期間の初日

登録年月日（インボイス発行事業者になる日）①上段に☑をした場合：登録希望日 ②中段に☑をした場合：翌課税期間の初日 ③下段に☑をした場合：登録がされた日

インボイス発行事業者の事業の承継はなく、登録申請書の提出が事業を開始した課税期間でない課税事業者が、免税事業者である翌課税期間において登録を受けようとする場合

初葉

「事業者区分」欄

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 ※ 次集「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者には、次集「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。			
事 業 者 区 分	☐ 課税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）		
	☒ 免税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）		
	☐ 新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等		
	<table border="1"> <tr> <td> ☐ 事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を </td> <td>課税期間の初日</td> </tr> </table>	☐ 事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を	課税期間の初日
☐ 事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を	課税期間の初日		

次葉

「免税事業者の確認」欄（個人事業者の場合）

※ 法人の方は、個人番号の代わりに事業年度・資本金を記載してください。

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。

☒ 令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者
 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

個人番号	X X X X X X X X X X X X X	
事業内容等	生年月日（個人）又は設立年月日（法人） 1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 ○○年 △△月 □□日 事業内容 ×××業	法人のみ記載 事業年度 自 月 日 至 月 日 資本金 円
登録希望日	令和 ○年 △月 □日	翌課税期間の初日 令和 年 月 日

☐ 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者
 ※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。

☐ 上記以外の免税事業者



記載方法

初葉の「事業者区分」欄：「免税事業者(新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)」に ☒ する。

次葉の「免税事業者の確認」欄：「令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者」に ☒ する。

登録希望日欄には、翌課税期間の初日(課税期間の初日から起算して**15日前の日まで**に提出が必要) または提出日から15日を経過する日(翌課税期間中の日付に限ります。)を記載する。

課税事業者になる日 : 翌課税期間の初日 または 登録希望日
登録年月日(インボイス発行事業者になる日) : 翌課税期間の初日 または 登録希望日

case
3

インボイス発行事業者の事業の承継はなく、登録申請書の提出が事業を開始した課税期間でない課税事業者の方

初葉

「事業者区分」欄

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。
※ 次葉「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。

☒ 課税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）

☐ 免税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）

☐ 新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等

☐ 事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を 課税期間の初日

次葉

「免税事業者の確認」欄

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。

☐ 令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者
※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

個人番号				法人番号			
生年月日（個人）	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和	事業年度	自 月 日	至 月 日	金 円		
事業内容等	「免税事業者の確認」欄：記載不要			登録希望日	令和 年 月 日		
☐ 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。					翌課税期間の初日 令和 年 月 日		
☐ 上記以外の免税事業者							

記載方法

初葉の「事業者区分」欄：「課税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）」に ☒ する。

課税事業者になる日

登録年月日（インボイス発行事業者になる日）

： 既に課税事業者

： 登録がされた日（後日通知される登録通知書をご確認ください。）

case
4

事業を開始した課税期間中に登録申請書を提出する場合で、その課税期間の初日から登録を受けず
申請書を提出する時点において課税事業者の方

初葉

「事業者区分」欄

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 ※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。	
	☐ 課税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）	
	☐ 免税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）	
	☒ 新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等	
	☐ 事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ 課税期間の初日が令和5年9月30日以前の場合の登録年月日は、令和5年10月1日となります。	課税期間の初日 令和 年 月 日
	☒ 上記以外の課税事業者	
☐ 上記以外の免税事業者		

次葉

「免税事業者の確認」欄

免税事業者の確認	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。			
	☐ 令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。			
	個人番号			
	事業内容等	生年月日（個人） 1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 法人の事業年度 自 月 日 至 月 日 金 円	「免税事業者の確認」欄：記載不要	
	事業内容	登録希望日 令和 年 月 日	翌課税期間の初日 令和 年 月 日	
	☐ 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。			
☐ 上記以外の免税事業者				



記載方法

初葉の「事業者区分」欄：「新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等」に ☒ し、次に「上記以外の課税事業者」に ☒ する。

課税事業者になる日

登録年月日（インボイス発行事業者になる日）

： 既に課税事業者

： 登録がされた日（後日通知される登録通知書をご確認ください。）

case 5

事業を開始した課税期間中に登録申請書を提出する場合で、その課税期間の初日から登録を受けず申請書を提出する時点において免税事業者の方

初葉

「事業者区分」欄

次葉

「免税事業者の確認」欄

※ 法人の方は、個人番号の代わりに事業年度・資本金を記載してください。

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 ※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。	
	☐ 課税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）	
	☐ 免税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）	
	☒ 新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等	
	☐ 事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ 課税期間の初日が令和5年9月30日以前の場合の登録年月日は、令和5年10月1日となります。	課税期間の初日 令和 年 月 日

免税事業者の確認	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。			
	☒ 令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。			
	個人番号	X X X X X X X X X X X X X X		
	事業内容等	生年月日（個人）又は設立年月日（法人） 1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 〇〇年 △△月 □□日	法人のみ記載 事業年度 自 月 日 至 月 日 資本金 円	登録希望日 令和 〇年 △月 □日
	☐ 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。		翌課税期間の初日 令和 年 月 日	

以下に該当しない場合は、こちらに□を記載してください。

下記①から③の全てを満たす場合のみ、この欄に□を記載してください。

- 登録申請書の提出時点で免税事業者の方が
- 翌課税期間の初日において課税事業者となり（「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となる場合を含みます。）
- 課税事業者となる「課税期間の初日」が
・令和5年10月1日以降で、その課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎて登録申請書を提出する場合（その課税期間の途中から登録を受けることとなります。）

課税事業者になる日

： ①上段に□をした場合：登録希望日 ②下段に□をした場合：翌課税期間の初日

登録年月日（インボイス発行事業者になる日）

： ①上段に□をした場合：登録希望日 ②下段に□をした場合：登録がされた日

相続によりインボイス発行事業者の事業を承継し、みなし登録期間中に登録申請書を提出する個人事業者（既に登録を受けている場合は登録申請書の提出は不要です。）

初葉

「事業者区分」欄

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。 ※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。	
	☒	課税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）
	☐	免税事業者（新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。）
	☐	新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等
	☐ 事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を	課税期間の初日

記載方法

初葉の「事業者区分」欄：「課税事業者(新たに事業を開始した個人事業者又は新たに設立された法人等を除く。)」に ☒ する。

次葉の「相続による事業承継の確認」欄:「相続により適格請求書発行事業者の事業を承継しました。」欄の「はい」に☒し、必要事項を記載する。(適格請求書発行事業者の死亡届出書を提出してください。)

※ みなし登録期間中は被相続人の登録番号を使用することができます

次葉

「免税事業者の確認」欄及び「相続による事業承継の確認」欄

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。

☐ 令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者
※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

個 人 番 号												
事業内容等	生 年 月 日 (個 人)	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和					法人	事業年度	白	月	日	
	年 月 日							至	月	日		
								金				
	事業内容						登録希望日	令和	年	月	日	

☐ 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる翌課税期間の初日から登録を受けようとする事業者
※ この場合、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までにこの申請書を提出する必要があります。

☐ 上記以外の免税事業者

令和 年 月 日

登録税期間の初日

令和 年 月 日

課税事業者になる日 : 既に課税事業者(相続があった日の翌日から課税事業者)
登録年月日(インボイス発行事業者になる日) : 登録がされた日(後日通知される登録通知書をご確認ください。)